

静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例改正（案）について（概要）

1 条例改正に至る経緯等

- (1) 本条例は、「行政手続等における情報通信の利用に関する法律」（平成14年12月13日法律第151号（以下「行政手続オンライン化法」という。））の趣旨に基づき、平成19年3月20日に制定しました。
⇒紙で申請していた手続きについて、電子申請や証明書発行などのオンライン化の実現
- (2) 行政手続オンライン化法が改正され、令和2年2月末に施行が予定されています。
- (3) 行政手続オンライン化法の改正を踏まえ、本条例の改正（案）について市民の意見を募集するものです。

2 行政手続オンライン化法の改正

- (1) 目的
情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性向上や、行政運営の簡素化及び効率化を図るため、行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要事項を定める。
- (2) 内容

法律名の変更

- ア 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル行政推進法）に変更

行政手続のオンライン原則

- イ 行政手続（申請及び申請に基づく処分通知）のオンライン実施の原則化
⇒電子申請、結果通知のメール送付
- ウ 本人確認や手数料納付をオンラインで実施
⇒本人確認:ID・パスワード、公的個人認証、マイナンバーカード
手数料納付:クレジットカード、電子マネー

⇒イ～カについて地方自治体は努力義務

- (3) 公布日、施行予定日
令和元年5月31日公布、令和2年2月末施行予定

添付書類の省略

- エ 行政機関間の情報連携等により入手・参照できる情報に関する添付書類について、添付を不要とする規定を整備
⇒住民票、登記事項証明書

デジタル化を実現するための情報システム整備計画

- オ オンライン化や添付書類の廃止を実現するための情報システム整備計画、データ標準化、API（外部連携機能）の整備、情報システムの共用化

デジタルデバйд対策

- カ 情報通信技術の利用のための能力等の格差の是正

3 本市における対応

行政手続オンライン化法の改正に伴い、本条例を次のように改正対応します。

- (1) オンラインでのマイナンバーカードによる本人確認について明記する条項の追加
- (2) 手数料納付について、電子納付による手法を可能とする条項の追加
- (3) オンライン適用除外を可能とする条項の追加
- (4) 情報連携による添付書類の省略を可能とする条項の追加
- (5) その他所要の改正

⇒本条例改正により、各手続では条例を改正せずに、規則で対応することが可能となります。